

農政をめぐる情勢

目次

I	農業改革・農協改革をめぐる情勢	1
II	通商交渉をめぐる情勢	7
III	改正生産緑地法が成立	10

今月号のあらまし

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

5月12日、参院本会議で、「農業競争力強化支援法」が自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。前日に開かれた参院農水委員会では、同法第5条の適用に当たって、農業者やJAによる自主的な取組を重視するよう求める付帯決議を与野党が共同で提案し、全会一致で可決した。

II 通商交渉をめぐる情勢

5月11日、米上院本会議は米国通商代表部（USTR）代表にロバート・ライトハイザー氏を充てる人事を承認した。同氏はレーガン政権時代の次席代表で、対日強硬派で知られ、日本の農産物市場の開放に強い意欲を示している。また、3月の公聴会では、米国の農産物輸出で「日本が第一の標的になる」、「TPPを上回る合意を目指す」と発言している。

III 改正生産緑地法が成立

4月28日、生産緑地法などの改正案が参院本会議で共産党を除く賛成多数で可決し、成立した。生産緑地に指定できる下限面積の緩和や、税制優遇期間を延長する「特定生産緑地制度」の創設が柱となる。

I 農業改革・農協改革をめぐる情勢

— 農業競争力強化支援法が成立 —

1. 国会の動向

- 昨年11月29日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、農水省は、平成29年2月から3月にかけて、生産資材価格の引き下げや流通・加工の業界構造改革等を目的とする「農業競争力強化支援法案」など、計8件の法案を国会に提出した。
(要旨・経緯等は「農政をめぐる情勢」2月号から4月号を参照)
- 農業競争力強化支援法案の審議では、JAや全農に対して同法第5条が政府の経営介入の根拠を与えるものではないかという疑念が呈せられている。これに対し山本農相は「(農協への)過剰介入の根拠法とするものではない」と述べている。(同法第5条は以下の通り)

【農業競争力強化支援法（第5条）】

(農業者等の努力)

第五条 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。

3 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うもの（以下「農業者団体」という。）は、前条第一項の取組を行うに当たっては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

- 農業競争力強化支援法では、第5条のほかにも、政府の経営介入の根拠となりうる規定が、第16条に存在する。4月25日、参院農水委員会で、農業競争力強化支援法案第16条に関連した民進党の資料要求に、農水省が28日に回答を行っている。同省は農業資材価格の引き下げや農産物流通の合理化が実現されない場合、「国としてなんらかの指導を（JAや全農を含む農業生産関連事業者に）行うことはあり得る。この場合に、本条を根拠に、個別の農業生産関連事業者の経営判断に介入するものではない。」との見解をまとめた。(同法第16条は以下の通り)

【農業競争力強化支援法（第16条）】

第三節 施策の検討

第十六条 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及

び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するものとする。

2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 5月9日の参院農水委員会で、同条に規定する「政府」の範囲（規制改革推進会議は政府に含まれるのか）について、山本農相は「主務大臣や関連行政機関に限定されている。従って首相の諮問機関である規制改革推進会議は、自ら執行権限を有しないので、第16条の政府には含まれていない」と述べた。
- 11日、参院農水委員会で、同法第5条の適用に当たって、農業者やJAによる自主的な取組を重視するよう求める付帯決議を与野党が共同で提案し、全会一致で可決した。（付帯決議全文は以下の通り。）

【農業競争力強化支援法案に対する付帯決議】

我が国の農業が将来にわたって維持され、持続的に発展するためには、「地域の特性に応じて農業資源と農業の担い手が効率的に組み合わせられた農業構造を確立し、農業者の所得向上につなげていくこと」及び「良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ること」の両方が重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農業の維持・発展は食料の安定供給と農村の持続的発展に欠かせないものであることから、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための具体的な施策の実施に当たっては、多様な担い手の農業所得の増大に向けた取組が支援されるよう配慮すること。
- 二 農業者や農業生産関連事業を行う農協に対する本法第五条の適用に当たっては、農業者や農協による自主的な取組を基本とすること。
- 三 農協が担う協同組合の本来的機能である共同購入や共同販売の機能の強化に資するよう配慮して、農業資材の調達・農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化のための措置を講ずること。
- 四 国及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に当たっては、種苗が国家戦略物資であることに鑑み、優れた品種が国外に流出することのないよう知的財産の保護を図るとともに、種苗が適正な価格で供給されるようにすること。

五 農業生産関連事業に係る事業再編及び事業参入の実施に当たっては、民間事業者の自発的な取組を尊重するとともに、特定の事業者の寡占により、良質で低廉な農業資材の確保が困難となるような弊害が生じることのないようにすること。

六 事業再編計画について、事業者がその雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、適切な運用を行うこと。また、政府においても、事業者の雇用する労働者について、労働者本人の意向に十分配慮しつつ、雇用の安定等を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

○ 12日、参院本会議で、「農業競争力強化支援法」が自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

○ なお、4月11日～5月9日に開催された参院農水委員会における主なやりとりは以下の通り。

【参院農水委員会の主なやりとり】

<全農のフォローアップ>

・全農改革は、農業競争力強化プログラムに従い、農協改革集中推進期間内に年次計画や数値目標を公表し、全農が自己改革を進め、政府の進捗状況について定期的なフォローアップを行うことで進めている。農業競争力強化支援法案では全農や農協に対してフォローアップを行わないことで間違いないか。(山田俊男・自民)

⇒全農や農業者団体に対するフォローアップは、本法案で全く考えていない。これは、あくまで全農改革の中で実施し、政府は、それについて更に長期的なフォローアップを行うというもの。農業資材価格等は、この支援法においては、良質で低廉な農業資材供給を進めていく必要があり、そのための努力をしっかりとやっていただくことで、全農や農業者団体のフォローアップと、この農業競争力強化支援法における農業生産関連事業者へのお願いとは、法律の立てつけが違う。(山本有二農相)

<支援法は必要か>

・そもそもこの支援法の作成に至る経緯は、規制改革推進会議の農業ワーキング・グループがまとめた農協改革に関する意見から始まっている。意見では、全農は生産資材メーカー側に立ち手数料収入の拡大を目指しているという批判がある。その指摘を受けて、全農が自己改革案では、数値目標、改革スケジュール、生産資材メニューなど具体的な目標により、この1、2年で改革を進めていくこととなったが、全農の自己改革は、政府も与党

もフォローアップするため、そもそもこの農業競争力強化支援法は要らないのではないか。(徳永エリ・民進)

⇒農業者の努力では解決できない農業資材価格の引き下げにより、農業所得の向上や、農産物の流通加工構造の改革により農家の手取りを上げることが目的。農業資材メーカーの生産設備稼働率は低く、多銘柄・少量生産という非効率な生産構造のため、農業生産関連事業者の事業環境の整備が不可欠であり、事業者の自主的な事業再編等を促し、良質で低廉な農業資材の供給、農産物流通等の合理化を実現することが、この法の目的であり、この法に沿った取り組みにより、農家の手取り収入が上がることを期待したい。(山本有二農相)

＜支援法の必要な措置とは何か＞

・農業競争力強化支援法第16条の必要な措置とは一体何か。これは、個々の事業者ごとに必要な措置が指導されるのか、それとも農協を含む農業生産関連事業者全体に対して同じ必要な措置をするのか。(徳永エリ・民進)

⇒必要な措置とは、農業資材や農産物物流等に関する規制、あるいは支援措置の見直しを行うことや事業者に対する指導が含まれている。この指導内容は、変更された制度や支援内容を事業者に広く周知いただく。また、事業者が法令違反が生じないようにガイドラインを策定したり注意喚起し、さらに、事業者が組織する団体に対して傘下の事業者に対して周知を依頼することを想定している。したがって、個々の事業者を対象に指導を行う場合でも、農業生産関連事業を行う農協や全農を含め、個別の事業者の経営判断に介入するというような指導は全く考えていない。(山本有二農相)

＜第16条の政府に規制改革推進会議は入るのか＞

・第16条の政府は、いわゆる規制改革推進会議というものは入らないということでしょうか。(森ゆうこ・自由)

⇒一般に、政府という用語は、内閣及びその統括の下にある行政機関を総括した意味というように用いられている。本法第16条において、国内外の状況を調査したり必要な措置を講ずることができるのは、その権限を有する主務大臣や関係行政機関に限定をされている。したがって、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革推進会議というものは、自ら執行権限を有しないので、第16条の政府の中には含まれていない。(山本有二農相)

○ 今国会提出8法案の審議状況は以下の通り。(5月17日時点)

法案	審議状況
農業機械化促進法廃止法案	} 一括審議 4月14日可決・ <u>成立</u>
主要農作物種子法廃止法案	
農業競争力強化支援法案	5月12日可決・ <u>成立</u> (※)

土地改良法改正法案	4月21日衆院通過
農村地域工業等導入促進法改正法案	5月16日衆院通過
JAS法改正法案 《参院先議》	4月5日参院通過
畜産経営安定法改正法案	衆院農水委員会への付託待ち
農業災害補償法改正法案	衆院農水委員会への付託待ち

※主要農作物種子法廃止法案、農業競争力強化法案は参院農水委員会で付帯決議がされている。

2. 与党の動向

- 自民党は、農林・食料戦略調査会の下に設置した「農林水産業骨太方針実行PT（委員長：小泉進次郎衆議院議員）」内に、「規格・認証等戦略検討チーム（座長：武部新衆議院議員）（通称、Dチーム）」を新たに設置し、GLOBAL G. A. P. 等の規格・認証等推進の考え方と具体的方策について検討を進めることとしている。
- 骨太PT・Dチームは、早ければ5月15日の週には、中間とりまとめをまとめることとしており、その内容が政府の成長戦略等へ盛り込まれることも想定される。

3. 種子法廃止で説明会

- 5月10日～19日にかけて、農水省は主要種子法の廃止について全国9ブロックごとに、行政やJAなど関係者向けの説明会を始めた。
- 東海農政局は15日、同局で説明会を開催した。種子の安定供給にかかる説明資料（別紙1）などが提示された。参加者からは「廃止で農家にはどうい影響があるか」「（稲・麦・大豆の種子を生産する者が守るべき）ガイドラインを早く出してほしい」など、質問や要望が出た。

4. 今後の予定

- 6月上旬頃、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」、「日本再興戦略（成長戦略）」、「規制改革実施計画」等が閣議決定されることが見込まれる。

主要農作物種子法は廃止しますが、
稲・麦・大豆の種子の安定供給はしっかり行います。

昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景として、稲・麦・大豆の種子に特化して、都道府県にその生産・普及を義務付けていた主要農作物種子法(種子法)は廃止しますが、以下の措置を講ずることにより、都道府県の種子開発・供給体制を活かしつつ、民間事業者との連携を促進し、種子の開発・供給を活性化していきます。

① 農業競争力強化支援法案に都道府県の役割を位置付けます。

- ・ 農業競争力強化支援法案に「都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定します。

② 種子の品質は種苗法と農産物検査で担保します。

- ・ 種子法に規定してきた種子の品質等に関する基準については、野菜を含めた全ての作物をカバーする種苗法の告示に定め、引き続き、農産物検査も行うことにより、優良な種子の生産を担保します。

③ 都道府県に対する支援措置を確保します。

- ・ 種子法に関する補助金は平成10年に一般財源化しています。優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後とも確保し、通知等によりその旨を明らかにします。

④ 官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を推進します。

- ・ 種子法の廃止により、都道府県による稲・麦・大豆の種子の研究開発が阻害されることはありません。
- ・ 農業競争力強化支援法案に「民間事業者が行う技術開発等を促進するとともに、独法・都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定しており、都道府県を含めた官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を活性化します。

⑤ 都道府県と民間事業者の連携により、我が国の種子の開発・供給を活性化し、外資の参入に対応します。

- ・ 種子法が外資の参入を防止していたわけではありません。
- ・ 今後、民間事業者との連携により種子の開発・供給が活性化し、我が国の種子の優位性が高まれば、外資との競争にも対抗できます。

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— 米国通商代表部代表に対日強硬派のライトハイザー氏が就任 —

1. 日米二国間貿易をめぐる動向

(1) 日米経済対話

- 4月18日、東京の首相官邸において麻生副総理とペンス副大統領は、第1回目となる日米経済対話を開催した。
- 経済対話終了後に行われた共同記者会見の中で、ペンス副大統領は「(日米経済対話のなかで) 将来のある時点で日本とのF T Aを目指す可能性がある」などと述べた。

【ペンス副大統領の発言（日米経済対話終了後の共同記者会見）】（抜粋）

TPPは、米国では過去のものである。トランプ政権では公式に離脱の手続きを行い、我々の政策を前に進めている。
トランプ大統領は二国間で貿易協定の交渉を行うことが米国のためになると確信している。
今回は対話のはじまりであり、お互いが高め、強めあうことのできる経済連携の分野を確認した。将来のある時点では、日本とのF T Aを目指す可能性がある。

- 一方、麻生副総理は25日の参議院財政金融委員会において、仮に二国間交渉を行うならば、TPPのように米国以外の交渉参加国から得られるものが期待できないため、農業分野ではTPPと同じ条件まで譲歩することはできないとの認識を示し、その旨をペンス副大統領やロス商務長官らにも経済対話で伝えたことを明らかにした。

【麻生副総理の発言（参議院財政金融委員会）】（抜粋）

バイ（二国間）でやるというのであれば、少なくともTPPで得られたアメリカの、例えば農業などに関して日本は、アメリカで失うものを他国で得られることになっているという計算をしたうえでまとまっているので、アメリカとの間の農業等でああいう条件は出せない。
アメリカ以外の11カ国に関しては、会合をする話をしている。そのなかで、11カ国でまとまっていこうじゃないかという話ができるならば、それはそれなりに一つの方法だと思っている。
アメリカにとってみては、自分以外の国で事がどんどん進んでいくということは、(中略) アメリカの牛肉業者にとってはなかなか看過できないところだろう。

- 5月16日、安倍首相は米紙ウォール・ストリート・ジャーナルが東京都内で開いたシンポジウムで講演し、日米F T Aについて「決して否定してい

るわけではない」、「様々な選択肢を念頭に、何がベストか議論していかなければならない」と述べた。

(2) 米国政府の幹部人事

- 4月24日、農業者団体などから幅広い支持を得ているソニー・パーデュー氏が正式に農務長官に就任した。同氏は、就任前の議会での公聴会や就任時の演説において、米国産農産物の積極的な輸出促進に取り組むことの必要性に言及するとともに、通商代表部や商務省と連携しつつ、自身が中心となって取り組みを進めるとの抱負を述べた。
- 5月11日、米上院本会議は米国通商代表部（USTR）代表にロバート・ライトハイザー氏を充てる人事を承認した。同氏はレーガン政権時代の次席代表で、対日強硬派で知られ、日本の農産物市場の開放に強い意欲を示している。また、3月の公聴会では、米国の農産物輸出で「日本が第一の標的になる」、「TPPを上回る合意を目指す」と発言している。
- なお、ワシントンDCでは現在、4,000人程の次官級以下の人事のほとんどが決まっておらず、事務方を含め一定の体制が整備されるには、夏ごろまでかかるとの見方もある。

2. TPPをめぐる動向

- TPPをめぐるのは、米国抜きの発効に積極的なオーストラリア、慎重な姿勢のマレーシアのほか、中国など新たな国を加えた協定を模索するチリなど、各国が様々な考えを示しており、今後の方向性やプロセスについて、各国間の立場には隔たりがある状況にある。
- 米国に関しては、オバマ前大統領の政治的遺産ともいわれたTPPに戻ることは、トランプ政権においては想定できないというのがワシントンの関係者の一致した見方とされている。
- 4月21日、石原TPP担当大臣は参議院本会議において「各国と緊密に連携して、あらゆる選択肢を排除せず、何がベストか主導的に議論を進めていくのが我が国の立場」と述べ、米国抜きでの発効も含め各国と幅広い議論を行っていくことを示唆した。5月8日、衆院予算委員会において、安倍首相も同様の発言を行っている。
- 5月11日、ニュージーランドはTPPの締結を閣議決定した。国内手続きを終えたのは日本に次いで2番目となる。マクレー貿易相は声明で「TPPは経済的、戦略的に高い価値がある」と表明した。
- 米国以外の11カ国による次回の閣僚会合は、5月20～21日にベトナムで開催されるAPEC（アジア太平洋経済協力会議）貿易大臣会合とあわ

せて開催されこととなっている。

- なお、麻生副総理は、「次回の（ＴＰＰ閣僚）会合では、米国以外の署名国による協定発効について議論がなされる」と発言している。

3. 日EU・EPAをめぐる動向

- 4月3～5日、東京において首席交渉官会合が開催された。農産品と自動車関税分野は、今後の交渉の進め方の確認にとどまり、膠着した状況となっている。
- 5月7日に投票が行われたフランス大統領選で、親EUで自由貿易を推進するマクロン候補が当選した。EUは英国の離脱から続く保守主義的な流れを当面回避し、交渉の推進力を得たと報道されている。9日、安倍首相は同氏と電話会談し、交渉の早期の大枠合意に向け協力することで一致した。

Ⅲ 改正生産緑地法が成立

－ 施行日は6月中旬以降、今後は税制に焦点 －

1. 生産緑地法改正

- 4月28日、生産緑地法などの改正案が参院本会議で共産党を除く賛成多数で可決し、成立した。
- 生産緑地に指定できる下限面積の緩和や、税制優遇期間を延長する「特定生産緑地制度」の創設が柱となる。(改正前後の主なポイントは以下の通り)

【生産緑地法などの改正前後の主なポイント】

①生産緑地地区の面積要件の緩和

<改正前>

- ・500㎡以上の要件に該当する一団の農地

<改正後>

- ・300㎡以上で市区町村が条例で定める規模に引下げ可能
- ・一団の農地の考え方を緩和し、物理的に隣接していなくても、同一または隣接する街区（ブロック）に複数の農地が存在する場合、それらを一団の農地として生産緑地指定が可能

②生産緑地地区内の行為制限の緩和

<改正前>

- ・農業生産等に必要施設のみ設置可能

<改正後>

- ・直売所、農家レストラン、加工所の設置が可能
- ・現状の制度では農地等の相続税の納税猶予は適用対象外

③生産緑地指定後30年を経過した生産緑地の扱い

<改正前>

- ・生産緑地指定後30年経過により所有者は市町村に買取り申し出が可能

<改正後>

- ・申し出可能時期を10年先送りする「特定生産緑地指定制度」の創設
- ・買取り申し出可能時期を30年経過後から10年延ばし、またその10年後は改めて所有者の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる仕組み

- 施行日は、下限面積の引き下げや直売所の建設容認などに関するものは6月中旬以降、特定生産緑地制度の創設は平成30年4月以降になる見通しとされている。

2. 今後の対応

- 生産緑地法が改正されたことを受け、今後の焦点は税制に移る。年末の平成30年度税制改正に向け、JAグループとして引き続き政策提言を行う。

【税制改正の論点(主なもの)】

- ①生産緑地を貸借した場合でも相続税納税猶予制度の適用が受けられるか。
- ②相続税納税猶予制度の適用を受けている生産緑地内に直売所等を設置した場合にも適用対象となるか。
- ③地方圏における現行の相続税納税猶予制度（20年の営農継続で免除）が継続されるか。

農政をめぐる情勢

平成29年5月25日

240部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉